芦屋市放課後児童クラブ よくあるご質問 FAQ

<全般>

Q1：	友達が他の学級にいるのですが、友達と同じ学級に入会することはできますか。
A：	できるだけ同じ方向へ下校するため、お住まいの住所によって学級分けをしています。 友達の有無による学級分けはしていません。
Q2：	延長育成のみ、土曜育成のみの利用はできますか。
A：	利用できません。通常の育成の利用を基本としています。
Q3：	長期休暇（夏休み等）のみの短期利用はできますか。
A：	年度途中の入会（7月入会等）は可能です。なお、年度途中の入会の場合は準備期間として利用開始日の2週間前までに申請してください。

<入会資格について>

Q1：	6月半ばに産休から育休に切り替わるのですが、放課後児童クラブは引き続き通えますか。
A：	育児休業中でも、就労証明書の勤務条件が就労要件を満たす場合は入会可能であるため、引き続き通えます。
Q2：	15時30分が終業ですが、通勤が60分以上かかり、子どもの帰宅時間に間に合いません。
A：	入会申請書に記載の通勤時間を足し合わせて判断します。申立書の提出をお願いする場合があります。
Q3：	15時30分が終業ですが、残業が毎日60分以上あり、子どもの帰宅時間に間に合いません。
A：	申立書に、会社の代表者又は直属の上司の方に残業の状況等を具体的に書いていただいた上で、会社名・代表者又は上司の方の役職名・氏名・保護者氏名を記入していただき、ご提出ください。
Q4：	4月1日までに雇用を更新予定ですが、契約の都合上、入会受付期間には4月１日以降の就労証明書が出せないと勤務先に言われました。
A：	現時点での就労証明書と、発行可能になり次第、就労証明書を発行することを勤務先の人が記した申立書を提出してください。なお、4 月 1 日時点での勤務先の就労証明書は3月末までに提出してください。
Q5：	転職予定で、4 月 1 日時点の勤務先が未定です。年度当初入会募集締め切り時には 4 月 1 日時点の就労証明書が出せません。
A：	募集期間内に一度ご連絡ください。客観的に期間内の申請が困難である場合に該当しますので、転職先が決まってから、入会申請をしてください。（求職中の場合、3 か月は申立書で入会可）
Q6：	疾病（又は負傷）があるため、放課後の育児が難しい状態です。入会はできますか。
A：	原則として、1 か月以上の入院・療養等が見込まれる場合、入会手続きを行うことが可能です。 その際、具体的な入院・療養期間が記載された診断書と申立書をご提出ください。 （療養の場合は診断書に「保育に欠ける」など、保育が難しいことの記載が必要です。）
Q7：	現在市外に住んでいて、芦屋市に引っ越す予定です。入会はできますか。
A：	芦屋市内に引っ越すことが客観的に証明できる書類（不動産売買契約書・賃貸契約書の写し等）及び申立書の提出があれば、入会手続きを行うことが可能です。その際、入会申請書及び申立書には市外の住所と引越し予定の住所の両方をご記入ください。
Q8：	申立書の形式を教えてください。
A：	用紙は各学級又は青少年育成課に用意しております（市ホームページからダウンロードも可）が、書式は問いません。A4 サイズの紙に、芦屋市長宛で、申立内容、申請者の住所・氏名及び児童の氏名の記入をお願いします。

<就労証明書について>

Q1：	就労日数や勤務時間が月で変わるのですが、会社のシフト（変則勤務）による場合はどうなりますか。
A：	就労日数は平均で週何日勤務かの証明を取ってください。勤務時間に関しては、就労証明書に記載された内容で平日に週3日以上午後4時まで勤務があることが確認できない場合、 直近1か月の勤務実績（シフト表等）を合わせてご提出ください。
Q2：	病院に勤務しており、早番、遅番があるのですが、勤務時間の扱いはどうなりますか。
A：	遅い方の終業時間まで勤務を行っているとみなします。
Q3：	複数の会社を掛け持ちしている場合の勤務時間の扱いはどうなりますか。
A：	遅い方の終業時間まで勤務を行っているとみなします。

Q4：	支社に勤めています。就労証明書は本社に発行してもらわないといけないでしょうか。
A：	証明書の発行が可能でしたら、支社が作成した証明書を提出していただいても構いません。
Q5：	派遣会社なのですが、派遣元か派遣先のどちらの就労証明書を取ればよいですか。
A：	派遣元の就労証明書を提出してください。勤務状況は派遣先の内容をご記入ください。 また、派遣先の連絡先を記入する欄がありますので、そちらもご記入ください。
Q6：	会社に就労証明書を依頼していますが、まだ発行されません。
A：	必要な書類が揃わないと、原則受付できません。間に合わない場合は、募集期間内に青少年育成課までご連絡ください。
Q7：	会社の様式で発行した就労証明書をそのまま使用してもよいですか。
A：	使用できません。こちらが指定する様式での提出をお願いします。
Q8：	学校に通っています。どのような書類を提出すればよいですか。
A：	在学証明書、時間割が確認できるカリキュラム及び申立書の提出をお願いします。
Q9：	4月から学校に通う予定です。どのような書類を提出すればよいですか。
A：	合格通知書、時間割が確認できるカリキュラム及び申立書の提出をお願いします。
Q10：	趣味で英会話教室に通っているのですが、入会できますか。
A：	保護者については、単に趣味や教養を高めるために学校に通う場合は、児童の保育ができない状態とは認められないため、入会できません。
Q11：	兄弟姉妹で入会したいのですが、就労証明書は人数分必要ですか。
A：	就労証明書の保護者記載欄に兄弟姉妹の氏名を記入し、一人は原本、一人は写しを提出してください。
Q12：	自営業ですが、添付書類の確定申告書等がない場合はどうすればよいですか。
A：	事業のホームページ、履歴事項全部証明書、営業許可通知書など、自営業を行っていると客観的にわかる資料をご用意ください。また、提出書類の中で週3日以上午後4時まで勤務していることが読み取れないときは、1週間の平均的なスケジュール表を合わせてご提出ください。
Q13：	まだ今年度分の確定申告をしていないのですが、どうすればよいですか。
A：	直近の確定申告書をご提出ください。
Q14：	PDF や FAX で提出しても良いですか。
A：	電子申請をされる方のみ、添付書類に関して PDF 等のデータでの提出が可能です。FAX は不可です。
Q15：	保育所の就労証明書の写しを提出してもよいですか。
A：	芦屋市立保育所・こども園・幼稚園の書式であれば提出可能です。但し、保育所と放課後児童クラブでは審査の基準となる時間が異なるため、保育所の書式で週3日以上午後4時まで就労をしていることが確認できない場合は、シフト表や1週間の平均的なスケジュール表を合わせてご提出ください。
Q16：	入会申請書は電子申請で、添付書類は紙でもよいですか。
A：	管理上の観点から、電子申請の方は電子で、紙申請の方は紙でそれぞれ統一して申請ください。

＜減額・免除＞

Q1：	市外からの転入ですが、令和8年度市民税・県民税課税証明書はどこで入手できますか。
A：	令和8年1月1日時点にお住まいの市町村で入手できます。
Q2：	兄弟姉妹で申し込むのですが、減額・免除申請書は人数分必要ですか。
A：	兄弟姉妹が同時に入会する理由での減額のみを申請する場合は、人数分の入会申請書又は申請フォーム内の該当箇所にそれぞれチェックをお願いします（減額・免除申請書の提出は不要）。その他の理由で減額・免除申請を希望される場合は、減額・免除申請書の提出が人数分必要です。
Q3：	母子・父子家庭証明書や芦屋市ひとり親家庭証明書はどこで入手できますか。
A：	こども政策課（市役所南館1階）で入手できます。
Q4：	令和7年（2025年）は海外に赴任していたのですが、どうしたらよいですか。
A：	令和7年（2025年）の総収入が分かる書類の提出をお願いします。
Q5：	減額・免除が受けられるか微妙なのですが、確認してもらうことはできますか。
A：	減額・免除申請書をご提出いただければ、確認させていただきます。

芦屋市教育委員会 青少年育成課（電話 0797-38-2110）